

別紙

刑法等の一部を改正する法律等の改正に伴う
条例の整備についての答申

令和6年10月17日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の成立に伴い必要となる西東京市個人情報保護法施行条例（令和4年西東京市条例第29号）及び西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和4年西東京市条例第30号）の改正について、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めることについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、次のとおり説明があった。

刑法等一部改正法等が成立し、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設された。

これに伴い、懲役を引用している上記2条例について、条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改める改正を行うこととしたい。

第3 審議会の結論

審議会は、諮問された上記2条例の改正について、いずれも認めることとする。

第4 審議会の判断理由

審議会は、諮問された上記2条例の改正に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

- (1) 本件諮問に関して、市からは、刑法等一部改正法等の改正の概要及び市の条例案及びこれらに基づく説明が示された。
- (2) 条例案については、東京地方検察庁の協議を経ている旨の説明があった。

諮問された上記2条例の改正については、刑法等一部改正法等の成立による規定の整備であり、必要であると認めた。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
令和6年10月17日	諮問、審議及び答申

以上